財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について変更の届出があった件

一　クウェート事務所テヘラン出張所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	KUWAIT OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（クウェート事務所テヘラン出張所）
変更後	DUBAI OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（ドバイ事務所テヘラン出張所）

(二)　変更年月日　平成二十二年七月二十日

○国土交通省告示第千百九十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から確認、承認及び交付を行う事業所について、変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

財団法人日本海事協会から確認、承認及び交付を行う事業所について変更の届出があった件

一　クウェート事務所テヘラン出張所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	KUWAIT OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（クウェート事務所テヘラン出張所）
変更後	DUBAI OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（ドバイ事務所テヘラン出張所）

(二)　変更年月日　平成二十二年七月二十日

○国土交通省告示第千百九十三号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から審査及び検査を行う事業所について、変更の届出があったので、国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

財団法人日本海事協会から審査及び検査を行う事業所について変更の届出があった件

一　クウェート事務所テヘラン出張所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	KUWAIT OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（クウェート事務所テヘラン出張所）
変更後	DUBAI OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（ドバイ事務所テヘラン出張所）

(二)　変更年月日　平成二十二年七月二十日

○防衛省告示第百九十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年十一月二日（予備、同月三日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年十一月二日（予備、同月三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年十一月二日（予備、同月三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三一度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三二度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。